

障害者就労促進				
関連する 2020 年までの目標				
○障害者の実雇用率 2.0%				
項目	2011 年度 実績	2012 年度 実績	2013 年度 目標	2013 年度 実績
①ハローワークにおける障害者の就職件数	59,367 件	68,321 件	前年度以上	77,883 件
②障害者の雇用率達成企業割合（※1）	46.8% (2012 年 6 月 1 日時点)	42.7% (2013 年 6 月 1 日時点)	前年度実績と比較 して 1.5%pt 以上 上昇 (2014 年 6 月 1 日 時点)	集計中
③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階（※2）へ移行した者の割合	77.5% (※3)	61.7%	60%以上	69.3%
<p>(備考)</p> <p>※1 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】50人以上規模の企業（注1）において法定雇用率を達成（注2）している企業の割合 （注1）2011年度実績（2012年6月1日時点）は56人以上規模。 （注2）法定雇用障害者数に不足数がないこと。</p> <p>※2 就職（トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む。）、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練</p> <p>※3 2012年度から実績の集計方法を変更（2011年度は集計から除いていた「3ヶ月以上連絡がなく、支援を自ら打ち切ったと考えられる者」を分母に追加）したため、2011年度と2012年度以降の実績との単純な比較は困難</p>				
2013年度目標設定における考え方				

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2012年度の実績見込みを踏まえて設定。
- ② 障害者の雇用率達成企業割合
雇用率達成企業の割合は、例年1.2%pt程度で伸びている。このため、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとして設定。
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
より就職に困難な課題を抱える対象者が増加している状況にあることから、前年度目標を維持する。

施策実施状況

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数／③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
 - ハローワークにおいて以下の取組みにより就職支援を実施
 - ・ ハローワークが中心となり、地域の福祉、教育等の関係機関と連携して就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」
※チーム支援対象者数 21,635人（2012年度）→22,943人（2013年度）
 - ・ 障害特性に応じたきめ細かな支援の実施（精神障害者雇用トータルサポーター、若年コミュニケーション能力要支援者就職支援プログラムなど）
 - ※精神障害者雇用トータルサポーター
のべ支援件数 60,464件（2012年度）→ 72,454件（2013年度）
 - ※若年コミュニケーション能力要支援者就職支援プログラム
新規対象者数 3,094件（2012年）→ 3,329件（2013年）
- ② 障害者の雇用率達成企業割合
 - ハローワークにおいて雇用率達成に向けた厳正な指導を実施
 - ・ 2012年1月から雇入計画の作成期間を3年から2年に短縮。それまでと比較し、効率的かつ効果的な指導を実施。
 - ・ 2013年度については、2年連続で企業名公表数が0社。

2013年度施策実施状況に係る分析

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2013年度における就職件数は、77,883人（前年度比14.0%増）と過去最

高を更新し、目標を達成した。精神障害者の就職件数（29,404件：対前年度比23.2%増）が大幅に増加し、初めて身体障害者（28,307件：対前年度比6.5%増）の就職件数を上回った。

就職件数の増加については、(ア)企業における障害者雇用への理解が進んでいること、(イ)就職を希望する障害者が増加していること、(ウ)各種助成金の支給、ジョブコーチによる支援、関係機関と連携した就職支援等の雇用支援策の充実を図っていること、また、2013年4月から法定雇用率が引き上げられたことなどが要因と考えられる。

なお、就職率についても、関係機関と連携したチーム支援や障害特性に応じたきめ細かな支援を実施したこと、企業における障害者雇用への理解が進んでいること等により、2013年度には45.9%と昨年度から3.7ポイント上昇しており、4年連続で上昇している。

また、大幅な増加が見られた精神障害者に関しては、(ア)2006年度から実雇用率に算入できるようになったこと及び2018年度から法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする改正障害者雇用促進法が2013年度に成立したこと、(イ)精神障害者の雇用に係る企業の理解が深まってきていること、(ウ)各種助成措置、就職支援ナビゲーターや精神障害者雇用トータルサポーターの配置などにより、ハローワークにおいて積極的に雇用促進を図っていること、(エ)地域障害者職業センター等の支援機関による支援が充実してきたこと、などが考えられる。

(参考：障害種別ごとの就職件数)

身体障害者：28,307件（6.5%増）

知的障害者：17,649件（10.1%増）

精神障害者：29,404件（23.2%増）

その他の障害者：2,523件（35.9%増）

② 障害者の雇用率達成企業割合

2014年の障害者雇用状況報告（6月1日時点）の結果を踏まえて分析する予定。

なお、2012年度の目標においては43%以上としていたが、2013年6.1報告で42.7%となっており、目標に達しなかったもののほぼ同水準の実績となった。これは、平成25年4月から法定雇用率が1.8%から2.0へ引き上げられたことによること等が理由として考えられる。

(参考：2013年の障害者雇用状況報告の結果)

- ・民間企業の実雇用率：1.76%（前年差0.07ポイント上昇）
- ・雇用率達成企業割合：42.7%（前年比4.1ポイント低下）
- ・民間企業における雇用障害者数：約40万9千人（前年比7.0%増）

【障害種別ごとの雇用障害者数】

- 身体障害者：約30万4千人（前年比4.4%増）
- 知的障害者：約8万3千人（前年比11.0%増）
- 精神障害者：約2万2千人（前年比33.8%増）

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2013年度の精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者は10,353人、うち就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は7,173人の69.3%であり、目標（60%以上）を大幅に上回った。

この理由として精神障害者雇用トータルサポーターについては、目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、経験交流会を開催し、トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図るなどの取組みを実施することにより、トータルサポーターの質の向上を図り、活動を促進したことなどによるものと考えられる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① ハローワークにおける障害者の就職件数

就職件数は、前年度を上回っており、目標を達成した。引き続き、ハローワークが中心となり福祉、教育、医療等の各分野の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。また、法定雇用率の引上げや改正障害者雇用促進法の影響により、今後も精神障害者等である求職者の増加が見込まれることから、これらの求職者について、就職支援ナビゲーターや精神障害者雇用トータルサポーター等による専門的な支援により、一層の雇用促進を図ることとする。

【2014年度の施策】

2014年度は（ア）中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化、（イ）障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化などを柱として、障害者に対する就労支援の充実を図っている。

具体的には、ハローワークと地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関の連携による「チーム支援」の推進やハローワークにおける精神障害者や発達障害者の専門員の配置などによるきめ細かな就労支援を実施している。

【(参考) 2014 年度の目標・目標設定額の考え方】

目標値：前年度以上

目標設定の考え方：2013 年度の実績を踏まえて設定

② 障害者の雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業割合は 2013 年の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）において前年から増加しているが、達成企業割合が未だ半分に満たない状況である。加えて、2013 年 4 月から法定雇用率が 2.0%に引き上げられたことを踏まえ、ハローワークによる事業所に対する厳正な雇用率達成指導を実施する。

【2014 年度の施策】

障害者雇用の取組が低調である中小企業に対しては、中小企業を対象とした就職面接会や集団指導等を実施するなど、中小企業に重点を置いた取組を実施し、改善を図ることとする。

【(参考) 2014 年度の目標・目標設定額の考え方】

目標値：2015 年度の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）について、2014 年度の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）と比較して 1.5%pt 以上上昇すること

目標設定の考え方：雇用率達成企業の割合は、例年 1.2%pt 程度（制度改正のあった 2011 年及び 2013 年を除く）で伸びている。このため、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びを堅持することとして設定

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2013 年度の実績については 69.3%であり、目標である 60%以上を大幅に上回った。

この理由として、トータルサポーターに対し目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、経験交流会を開催し、トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図るなどの取組みを実施することにより、トータルサポーターの質の向上を図り、活動を促進したことなどが考えられる。

法定雇用率の引上げや改正障害者雇用促進法の影響により、2014 年度以降も精神障害者である求職者の増加が見込まれることから、引き続き、目標達成に向けた進捗管理を徹底し、精神障害者の一層の雇用促進に取り組むこととする。

【2014 年度の施策】

2014 年度は、精神障害者の新規求職申込件数及び就職件数の伸びを踏ま

え、精神障害者雇用トータルサポーターによる支援体制を強化している。

【(参考) 2014年度の目標・目標設定値の考え方】

目標値：前年度以上

目標設定の考え方：2013年度の実績を踏まえて設定

分科会委員の意見